

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改訂表】2020年対策 解けばわかる！社労士問題集

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2020年対策 解けばわかる！社労士問題集（2019年8月26日 第2版発行）

ISBN 978-4-86486-680-4

第1部 労働関係科目				
科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
徴収	356	D	労働保険の適用事業所の事業主であれば、社会保険適用事業所の事業主でなくても、保険関係成立届の提出を年金事務所を経由して行うことができる。	改正により削除
	357	D	保険関係成立届、変更事項の届出等の規定により事業主（「社会保険適用事業所の事業主」に限る。）が所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に対して行う届書であって有期事業以外の事業に係るものの提出は、年金事務所（日本年金機構法の年金事務所をいう。）を経由して行うことができる。	
労一	441	2	その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長	その主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

第2部 社会保険関係科目				
科目	ページ	該当箇所	改正前	改正後
社一	806	C	61万円	63万円
	813	E	62万円	64万円